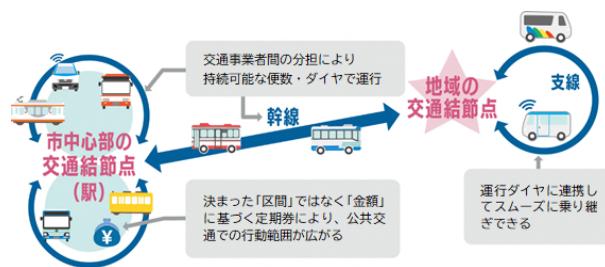


施策・事業

基本戦略 ① 輸送資源を総動員し、持続可能な公共交通ネットワークを構築する

公共交通と様々な移動サービスを組み合わせて便利に移動できるようにします

- 施策**
- 公共交通ネットワークの再構築
 - 幹線の維持・確保
 - 支線の維持・確保
 - 新たなモビリティや技術の導入・検討
 - 旅客需要を創出する運賃体系の整備
 - 事業者間での路線・ダイヤ・運賃等にかかる調整の円滑化
 - 公共交通サービスの担い手確保



図：幹線・支線の役割分担のイメージ



図：新たなモビリティ（AIデマンドバス、電動キックボード、グリーンスローモビリティ）

基本戦略 ② デジタル技術を活用し、公共交通の利便性を向上する

デジタル技術の活用により、公共交通を使いやすく、わかりやすくします

- 施策**
- 情報提供やシステム化の推進
 - 交通データの利活用による利便性向上



図：利便性向上に資するシステムの構築イメージ

基本戦略 ③ まちのにぎわいにつながる、人と環境にやさしい公共交通を整備する

公共交通を利用して人がまちに集うことで、にぎわいをつくります

- 施策**
- まちづくりと連携した交通結節点の機能確保・向上
 - 公共交通の利用環境の改善
 - 脱炭素化の推進



図：交通結節点の整備イメージ

基本戦略 ④ 市民・民間企業・交通事業者・行政が協働し、公共交通の利用を促進する

みんなで公共交通を支え、移動の選択肢として選んでもらえるようにします

- 施策**
- 市民会議との協働により公共交通を支える仕組みの再構築
 - 利用促進・利用意識の醸成

計画の詳細は、
松江市ホームページをご覧ください



松江市地域公共交通計画 概要版

発行・松江市交通政策課
(松江市公共交通利用促進市民会議事務局)
〒690-8540 松江市末次町86番地
電子メール kotsu@city.matsue.lg.jp

松江市 地域公共交通計画

2024・2028 概要版

地域公共交通計画とは？

本市が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク」を具現化するため公共交通が果たすべき役割を明らかにし、持続可能な公共交通を形成するためのマスタープランとして策定するものです。

計画の基本的な方針（基本理念）

松江市民みんなで作る だれもが安心して、やさしく移動できるまち・松江

本市では「だれもが、安心して、やさしく移動できるまち・松江」の実現に向け、平成18年に「松江市公共交通体系整備計画[第1次計画]」を策定するとともに、「松江市公共交通利用促進市民会議」を設置し、市民・民間企業・交通事業者・行政が協働して、環境負荷の低減と公共交通の利用促進に取り組んできました。本計画は、その後の第2次計画・第3次計画に続く第4次計画として策定するものであり、これまでの計画に共通する基本理念「だれもが安心して、やさしく移動できるまち・松江」を踏まえ設定したものです。

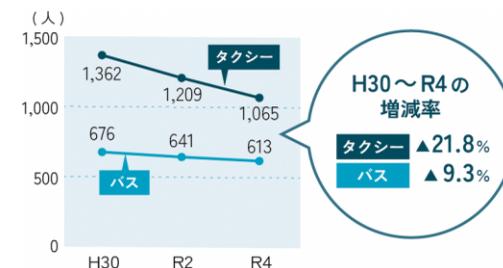
計画の区域 松江市全域

計画期間 令和6年4月から令和11年3月までの5年間

本市の公共交通の主な課題

本計画の策定過程における調査・分析結果や、第3次計画における目標達成状況や施策の実施状況、上位・関連計画における方向性等を踏まえ、本市の公共交通の主な課題を次の通り整理しました。

- 課題1 公共交通サービスを安全かつ安定的に供給できる仕組みづくり
- 課題2 市民の日常生活を支える公共交通サービスの確保
- 課題3 公共交通を利用して出かけたい環境づくり
- 課題4 市民会議を中心とした公共交通の利用促進と計画のマネジメント



グラフ：県内のバス・タクシーの運転手数の推移

課題にまつわるトピック

バス・タクシーの運転手不足

運転手不足とともに高齢化が進行しており、バスの減便や路線廃止、タクシーの営業時間短縮などの影響が生じています。

コンパクト・プラス・ネットワーク

松江市総合計画「MATUE DREAMS 2030」では、「市内のバランスのとれた発展」を実現するため、中心市街地と周辺部・旧町村部の市街地や集落など既存のコミュニティを相互に交通ネットワークでつなぐ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の構築を目指すこととしています。



図：コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

松江の公共交通が目指すもの(5年後の姿)

「公共交通を利用して、市内を安心・快適に移動することができ、これからも住み続けたい・訪れたいと実感できるまち」を目指します。

3つのキーププロジェクト

- ① 公共交通ネットワークの再構築
- ② 事業者間での路線・ダイヤ・運賃等にかかる調整の円滑化
- ③ 公共交通サービスの担い手確保

有識者による会議体を新たに設置し、具体的な路線再編(案)をとりまとめ、公共交通を再構築します。
 独占禁止法の適用除外となる計画の策定や、本計画に基づく利便増進実施計画の策定により、効率的な運行形態を構築します。
 運転手不足に起因する路線の減便や路線廃止などに対応するため、運転手の処遇改善を検討・実施します。

